

会議録

会議の名称	第12回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和7年3月10日(月) 18時30分から20時25分まで	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 清水 圭樹 委員 水津 由紀 委員 竹内 敬子 委員 長岩 蒼樹 委員 村田 由美 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 山下 真優 保育課長 中島 良浩 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 黒澤 佳枝 母子保健・児童福祉統括担当課長 笠井 綾子
傍聴の可否	可	
傍聴者数	2人	
会議次第	1 開会 2 病児・病後児保育事業 3 学童保育所入退所管理システム導入事業 4 親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング) 5 産後ケア事業(拡充) 6 低所得妊婦初回産科受診料助成事業 7 妊婦のための支援給付事業 8 「のびゆくこどもプラン 小金井」案 9 令和7年度子どもの権利部会における審議について 10 利用定員の設定 11 その他 12 閉会	
発言内容	別紙のとおり	

発言者名（主な 発言要旨）	
提出資料	資料50 学童保育所入退所管理システム導入事業概要
	資料51 親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）事業概要
	資料52 産後ケア事業概要
	資料53 低所得妊婦初回産科受診料助成事業概要
	資料54 妊婦のための支援給付事業概要
	資料55 「のびゆくこどもプラン 小金井」素案に対する意見及び 検討結果について（案）
	資料56 「のびゆくこどもプラン 小金井」本体案
	資料57 「のびゆくこどもプラン 小金井」資料案
	資料58 特定教育・保育施設等の利用定員の設定
	参考資料15 意見・提案シート
	参考資料16 意見・提案シート
	参考資料17 「のびゆくこどもプラン 小金井」素案に対する会派 からの意見
	参考資料18 「のびゆくこどもプラン 小金井」素案に対する会派 からの意見
	参考資料19 「のびゆくこどもプラン 小金井」素案に対する会派 からの意見

令和7年3月10日

○金子会長 では時間になりましたので、ただいまから第12回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。

 本日は福井委員、安岡委員、渡邊委員、壇原委員から欠席の御連絡をいただいております。まだちょっと全員がそろっておりませんが、始めたいというふうに思います。

 それでは、早速ですが次第の(2)、病児・病後児保育事業を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○保育課長 それでは、こちら次第の2番、病児・病後児保育事業について、口頭報告になりますが説明をさせていただきます。

 小金井市における病児・病後児保育事業は、令和5年度までは市内3施設、内訳としましては病児保育施設を2施設、病後児保育施設を1施設で実施しておりましたが、令和5年度末で病後児保育施設が事業廃止となりました。

 こちら事業廃止の理由は、設置者である医療機関での小児科診療が終わることに伴ってというものでございました。それによりまして、事業の確保数としまして、令和6年度から減となっていた事業となっております。

 病児保育の事業については、この次期「のびゆくこどもプラン」のニーズ調査でも一定の利用ニーズがあることから、市としても事業の拡充を検討してまいったところでございます。

 このたび、市内病児保育施設1施設において、受入れ定員を1日4人から1日6人に拡充することとなりましたので、御報告をさせていただきます。量の見込みと確保の内容も「のびゆくこどもプラン」上、修正となりますので、数値については資料56の92ページを御覧いただければと思います。

 資料56の92ページ、表としては中段ちょっと上です。量の見込みと確保の内容、病児保育事業、こちらのほうについて確保の内容が、先ほど申し上げた1日の利用定員が4人から6人になることに伴って、以前この会議の資料でお示した数値よりも増えた形で修正をしておりますので、御確認いただければと思います。

 量の見込み的にはまだ充足をしないこと、あとは、やはり利用者の利便性の向上を求

められているということも踏まえ、市としては引き続き病児・病後児保育事業の拡充策について検討してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○金子会長 事務局から御説明をいただきました。御発言されたいことがありましたらお受けしたいと思います。なお、御発言の前にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、皆さんのほうから、今の（２）に関して何かございますでしょうか。

○子ども家庭部長 一言いいですか。病児保育については、今課長からもありましたように、足りないと思っています。その上で、機会を捉えて確保したいと思っているところです。

その取組をするのが前提で、どうしても医療機関様の体制とか意向に左右される部分があります。市がつくりたいというだけでできるものではありませんので、繰り返しになります。医療機関とも相談させていただきながら、機会を捉えて増設したいという方向で、現状の数字はこういうふうになっている、４から６に増やすことはできた、そういうものでございます。

○金子会長 皆さんのほうから、ございますでしょうか。増えたということで、少しではありますが進んだということかなというふうに思います。

それでは、以上で次第の（２）を終了いたします。

次に、次第の（３）学童保育所入退所管理システム導入事業を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 日頃より学童保育の運営に関しまして御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年の学童保育の需要の高まりによりまして、当然、利用者の児童数も大変増えてございます。そういったことで、来年度から子どもの入退所の管理にＩＣＴを導入いたしまして、システム導入を行うことによりまして、職員の業務効率化や保護者の利便性の向上を図るために、入退所管理システムを導入することといたしました。

具体的には、本システムの導入によりまして、保護者が現状電話連絡や連絡帳にて行っていた欠席の連絡をアプリから行うことが可能になりまして、連絡漏れを防ぐなど、保護者にとっても利便性の向上につながり、また職員も、紙ベースで行ってきた入退所の管理につきまして、こちらを自動化することにより、より子どもたちとの関わりの時間を増やすというところで、システム導入の効果が得られるのではないかと期待してい

るところでございます。

運用の開始につきましては、令和7年10月を予定してございます。

説明については以上でございます。

○金子会長 事務局のほうから御説明いただきました。御発言されたいことがありましたらお受け
いたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○子ども家庭部長 すみません、これも一言だけ先に補足していいですか。

こちらのほうは、保護者の方々、父母会の方々、それから現場のほうからも要望があ
ったものです。学童保育って、特に退所時間とかは30分ごとに、習い事とかもあって、
かなり複雑になっています。その中で、万が一、子どもがいないとかになったら大変だ
ったりすると、その連絡とかが電話になっているので、職員、指導員の負担軽減と子
どもに向き合う時間の確保という意味でも、このシステムは意味があるというふうにか
えられたもので、もともと市のシステムのDXの活用のほうでは計画化されていなか
ったのですが、特段の対応ということで児童青少年課のほうで努力をして、導入を認めて
いただいたというものでございます。

○清水委員 今回システム導入で管理するのは出欠のみでしょうか。

○児童青少年課長 一応、出席の確認等を主としておりますが、こちらのアプリを使って、一斉メール
とかの配信等ができる機能もございますので、通知等に関しましても活用していきたい
と考えております。

○清水委員 ありがとうございます。子どもを学童に通わせていて、職員さんの手間がかかっている
と感じるのが、連絡帳に手書きでコメントを書くことと、配付物を各家庭用にプリン
トアウトすることです。システムを導入するのであれば、一步踏み込んだ活用の仕方
があると思えますので、保護者・職員さんの意見を聞いていただいて、皆さんがよかつた
と思えるシステム導入にしていただければと思えます。

○児童青少年課長 ありがとうございます。

○金子会長 ほか、皆さん、いかがでしょうか。

ICTを使っていくのは当然の流れかなと思えますので、学校も多分かなり変わって
いくというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

では、以上で次第の(3)を終了いたします。

次に次第の(4)親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)から、次第(7)
妊婦のための支援給付事業までの、以上4件を一括して行います。事務局のほうから御

説明お願いいたします。

○こども家庭センター長 日頃よりこども家庭センター事業に御理解、御協力賜りまして本当にありがとうございます。

こども家庭センターでは、資料56の計画案の中で記載しております事業、また、記載事業に関連しまして令和7年度実施予定の事業が4件ございますので、続けて御説明させていただきます。

まず1件目、親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）事業概要でございます。当該事業は、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法におきまして、実施が市町村の努力義務とされた新たな家庭支援事業でございます。「ペアレントトレーニング」という名前でお聞き及びされている方もいらっしゃるかと思います。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業でございます。

事業の方法といたしましては、親子あそびひろば等運営委託における子育て支援事業として、親子あそびひろばの中の講座の一つとして実施する予定でございます。

対象者は、原則3歳から小学校就学前の児童と保護者、実施回数は、ワンクール5回の連続講座としまして、年間2クール実施の予定でございます。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 続きまして、産後ケア事業の説明をさせていただきます。

産後ケア事業は現在も実施している事業ですけれども、出産後に家族等からの支援を受けることが困難な母子で、育児支援を必要とするものに対し、心身のケア、育児サポート等を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するということを目的としています。

現在は、宿泊型と日帰り型の2種類を実施しているのですが、訪問型を新たに実施する予定としています。実施施設も拡充をしまして、宿泊型と日帰り型の両方をやったださる施設2施設と、宿泊型のみをやっていただく施設が1施設、あと訪問型に関しては4か所、行う予定としております。

産後ケアについては以上です。

引き続きまして、低所得妊婦初回産科受診料助成事業についてです。こちらの事業は、低所得妊婦さんに対して、初回の産科受診料を助成するという事で、経済的負担の軽減と、その後の継続的な支援につなげることを目的として、実施を予定しております。

対象の方は住民税非課税世帯に属する者、またはこれと同等の所得水準と認められる者について、1回の妊娠につき初回の産科受診料1万円を上限に助成する事業としています。

こちらの事業は、流れのところに書いてありますとおり、こども家庭センターに案内をしていただいて、保健師等が面談をして、妊娠の可能性が高い方に対して受診券を発行して、医療機関のほうに受診を促すという形を想定しています。指定医療機関以外で受診する場合については、償還払いを予定しています。

事業の開始は令和7年4月1日を予定しているところです。

こちらの事業については以上です。

次に、妊婦のための支援給付事業になります。こちらの事業は、今、計画上からは除かせていただいています、もともと令和4年度末から「出産・子育て応援給付金事業」として実施されている事業が、国において法制化されたものになります。

対象を妊婦として実施する予定です。今まで出産・子育て応援給付金事業というのが、経済的支援と伴走型支援という2つの目的でやっていたんですけども、経済的支援のほうがこの妊婦のための支援給付事業になりまして、伴走型支援のほうは、こちらの資料56の88ページにあります、妊婦等包括相談支援事業型というものに位置づけられました。そのために、こちらのほうの御説明をさせていただこうと思っています。

妊婦のための支援給付は、妊娠された方に対して2回の支援給付をする事業になります。妊娠届を出した方にまず5万円、出産等をされた方に5万円という形で支給予定です。

今までと大きく変わるのが、今までは面談を条件として支給していたんですけども、今回は面談を条件としないことと、今までギフトカードだったのが、現金または希望者には電子ギフトとして給付するという形に変更になりました。

この事業は、令和7年4月1日から開始になります。

以上となります。お願いいたします。

○子ども家庭部長 すみません、度々。こちらは国の制度改正とか近隣市の状態とかを踏まえて、今回、小金井市としても拡充を図ったところがございます。

特に産後ケア事業については、小金井市ではもともと桜町病院と矢島助産院のみというところで、どうしても市内にそういった慰労的な施設が少ない中で、今回、こども家庭センターのほうで努力をして、近隣の施設のほうでも新たに事業ができるように御協

力をいただけるようになったということです。

○金子会長 では、事務局からの御説明をいただきましたが、御発言されたいことがありましたらお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

○亀山委員 今、面談なしにというふうなお話があったのですが、面談をされていたのを面談をなくしてというところがあったのですが、それはなぜ面談をなくされたのかということと、面談をなぜなくされたのかということと、面談したときにその方の様子も分かるチャンスだったのかなという思いもあったので、ちょっとお伺いしたいです。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 御質問ありがとうございます。妊婦のための支援給付事業で、面談がなくなってというふうにお伝えしたところなんですけども、経済的支援の事業としては面談を要件にしないということにはなったんですが、もう一つの妊婦のための妊婦等包括相談支援事業のほうで面談はやっている状況になります。

今やっているのが、妊婦面談のときに5万円をお渡しして、赤ちゃんが生まれた新生児訪問のときにまたギフト券をお渡しするというやり方をしているのですが、その形は変えずに実施をする予定です。

申請書をお渡しするという形で面談に来ていただいて、手続の説明をしてお渡しするという形になるので、一応面談とセットでお願いしたいというふうに市民の方には御説明をするんですけども、市民の方の中に、もしかしたら面談はしないけれども給付だけを受けたいという方が出てきた場合、それは面談をしないといけないというふうには言えなくなるので、その方にはもちろん説明をして、面談を受けていただくように御案内はするんですけども、どうしても忙しくて駄目なんだというような理由で拒まれた場合には、お金の給付のみをするという形にはなるんですけども、それは引き続きこちらで、状況把握だったりお電話だったり、お話はしていく予定にしています。

○子ども家庭センター長 すみません、ちょっと補足で。今回、給付を条件にしなくなったというのは、市の判断でしなくなったということではないんです。なぜかという、この妊婦のための支援給付事業というのは、国の子ども・子育て支援法で新たに法律上、給付をすることというふうに定められたということで、今までは出産・子育て支援事業として一体の事業だったんですけども、このお金の給付は、対象者がこのお金をもらう受給権を持つというふうな性格に法律上変わったんです。なので、面談を受けなければあげませんよみたいなことはできなくなったということなんです。

ただ、面談とセットで実施することでより効果が上がる事業ですので、市町村の努力

で、面談とセットでなるべくは給付していくというふうにさせていただく予定でございます。

○亀山委員 分かりました。ただ、やっぱり最初妊娠されたときにどんな状態かということを目で分かって、それから支援につなげていくという形が取れると本当によかったんですけども、いろいろな支援がされてきたので、難しくなりましたね。

○子ども家庭部長 国のほうが制度を変えたので、要件とはできなくなったというだけなんです。市としては、面談とセットで対応していくというのは変わりがないということです。市が独自でやっていたものが国の制度のほうに統合化されたのでということで、市としては変わらず面談を大事にやっていくということになります。

○亀山委員 理解しました。よろしくお願いいたします。

○後藤委員 ペアレントトレーニングに関して質問します。こちらの実施の定員というのは定めているのかというのと、募集方法、対象者はどのようにして応募できるのか。自分から、こういうのをしたいんだけどと言うのか、子育て広場などに来ている相談などから対象者に声をかけるのかななどお聞きしたいです。

○子ども家庭センター長 定員は1クール10組程度で予定しておりますが、正式に募集するときに改めて定員数はお出ししようと思っております。

案内なんですけれども、まずは親子あそびひろばに来ていらっしゃる方、子ども家庭センターのケースワークで関わっている方で、ペアレントトレーニングをお勧めしたいなという方にお勧めしていこうと思っております。ただ、そんなに埋まらないことも考えられますので、一般的な募集もさせていただく予定です。その中で、特に受けたほうがいいなという方がいらっしゃったら優先させていただく予定でございます。

○後藤委員 今、小学校とかで教育相談で順番待ち、なかなか受けられないとか、発達の問題が現れてきているような、小学生になってからいろいろ現れてきているような子とかも増えてきて、なかなか通級とかにつながらなかつたりして、親子で困っているみたいな話もよく聞くので、この就学前に対象者がそこまでになってしまったときに、どうやって小学校と連携していくのかというのと、そこを救ってあげるネットになればいいかなというのをすごく感じました。まとまっていなくてすみません。

○子ども家庭センター長 ありがとうございます。この事業に定員があふれてしまって入れないとかいろいろある場合も考えられるのですが、いずれの場合にしましても、子ども家庭センターは様々な機関の調整機関でありますので、心配な御家庭を把握した場合は、この講座

で必ずしも受けられなくても、関係機関につないだり、一緒に支援を受けられる方法を考えていったり、対応させていただければと思っております。

○後藤委員 ありがとうございます。

○水津委員 仰々しい名前なんですけど、これも国がつけた名前だと思うんだけど、何かこれ、もうちょっと受けやすくなるようなサブタイトルとか当然つきますよね。

○こども家庭センター長 実際の親子あそびひろばの募集の際には、「ペアトレ」等を名前としてもっと押し出す予定です。

○水津委員 なるほど。ペアレントトレーニングということですよ。いいのかな。

○金子会長 「トレーニング」は微妙ですね。

○水津委員 ねえ。何だか上からですねという気持ちも。

まあでも、はい、分かりました。この事業が国から来ているということであれば、これはやらざるを得ないでしょうし、そういうタイトルをつけないと事業にならないので、仕方がないのか。

何となく、受講したくなるようなタイトルが欲しいななんて、ちょっと思います。自分がここに行くとしたら、トレーニングを受けなければいけない人間だというふうに自覚しなくちゃいけないような気持ちになっちゃうので、何かちょっとだけ工夫があったら受けやすくなって、有意義なのかなというふうにも思いました。

○こども家庭センター長 ありがとうございます。ちょっと参考にさせていただきながら、名前が分かりやすいほうがいいのか、親しみやすいほうがいいのかということもあると思いますので、ちょっと、やってみながら検討させていただこうと思います。

○萬羽会長職務代理 すみません、2つあって、今のところに関連して、私もちょっと「トレーニング」という名前が気になってしまったのと、あと、連続講座ということで、連続で参加していただくことで何かしら変化をといるところはすごく思うんですけども、一方で、この連続のところでも続けて参加してもらうためには、なかなかいろんな工夫が必要なのかなとかというのがちょっと思ったりはしたので、その辺り、今後、継続して参加しやすいような工夫というのもしていただけたらなというのが思ったところです。

もう一つは、すみません、本当に些末なところなのですが、資料53の3の(4)の伴走型支援のばんそうは、この伴奏なのでしょうかと思っただけです。ごめんなさい。走るほうかなって、ちょっと。

すみません、以上です。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 失礼いたしました。ありがとうございます。

○こども家庭センター長 名前については、ペアレントトレーニングという名前は、割と子育て中の方に対して、ペアトレペアトレってあちこちで聞こえてくるので、このほうがもしかしたら、「ペアトレやってるのね」みたいに思ってもらえる可能性もありますし、逆に、名前が嫌だなどと思う方もいらっしゃるかもしれないので、やってみながら、お母様たちの御意見、御感想を聞きながら考えていきたいなと思っております。

○金子会長 じゃあ、資料のほうの修正はお願いいたします。

では、ほかはよろしいでしょうか。

以上で次第の4から7を終了いたします。

次に、次第の(8)「のびゆくこどもプラン 小金井」案、及び次第の(9)令和7年度子ども権利部会における審議について、以上の2件を一括して行います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 初めに、資料55について御説明いたします。

「のびゆくこどもプラン 小金井」素案に対するパブリックコメントについては、令和7年1月6日から同年2月5日までの意見募集期間に、23人(延べ25人)の方々から、計88件の御意見をいただきました。

資料1枚目の裏面以降を御覧いただきますと、左側に寄せられた意見、右側に市の意見に対する検討結果を記載しております。詳細につきましては資料を御覧ください。

続いて、資料56になります。「のびゆくこどもプラン 小金井」素案について、パブリックコメントの結果等も踏まえ、一部見直しを行いました。なお、12月の会議でお配りした素案から変更した箇所につきましては、網かけをしております。

併せまして、第1章から第5章における主な修正内容一覧ということで、本日、机上に配付させていただいておりますので、こちらも併せて参考にいただければと思います。

次に、資料57となります。計画の巻末に添付する資料編(案)となります。

なお、109、110ページと記載されてあるところ、4番目の資料として掲載予定の「のびゆくこどもプラン 小金井(案)」について(報告)は、現時点では仮のものとして、5年前のものを掲載しております。最終的には、本日の会議後に諸手続を経て、金子会長名で小金井市長宛ての報告書と差し替えを行う予定です。

また、110ページに「特記事項」と記載されている項目がありますが、本日の会議

開催前に委員の皆様へ、事前に記載すべき内容等について募集しましたが、提出はございませんでした。

なお、今後の予定ですが、本日の会議で計画及び資料案を固めていただき、事務局にて報告書の形式を整えた後、後日、会長から市長への報告の諸手続を行わせていただきます。

併せて、本日の会議終了後、軽微な修正等が発生した場合は会長一任とさせていただきます。

最後に、御紹介という形になりますが、机上配付させていただいておりますが、「のびゆくこどもプラン 小金井」の表紙(案)となります。最終的にはカラー版になりますが、本日は白黒版で机上に配付させていただいております。

子育て支援課からの資料の説明については、以上となります。

○児童青少年課長 続きまして児童青少年課から、口頭にて説明をさせていただきます。令和7年度子どもの権利部会における審議について報告いたします。

子どもの権利部会は、子どもオンブズパーソンの設置後の実施状況や、子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを中心に検討・審議を行うことを目的に設置し、この審議内容については令和6年10月26日付で報告をさせていただいたところでございます。

その報告の中で、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて、1、子どもたちが議論したことが実現につながるような仕組み。2、議論を支援する人材の育成。3、表立って意見が言いづらい人の意見を聞く仕組みづくりの3点が課題として挙げられました。

さらに、報告においては、子どもの権利が活かされる社会環境を目指すため、子どもだけではなく大人への啓発強化の必要性が指摘されており、子どもの権利全体への周知をどのように進めるかという点も課題として残っております。

このため、子ども・子育て会議の任期終了まで僅かな時間ではございますが、これらの課題解決に向けて、引き続き、子どもの権利部会で審議を続けていく予定でございます。

事務局からの報告は以上でございますが、水津部会長、もし補足がありましたらお願いいたします。

○水津委員 今お話があったとおりではございますが、より具体的なことをきちんと見えるように

することが、これからの部会の作業だというふうに思っております。

ですので、今現在行われているものを含めて、これからこういう形が望ましいということの具体的なものを議論しながら提示できるように、短い時間ではありますが、部会としてやっていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。事務局のほうから御説明いただきましたが、御発言されたい方がありましたらお受けしますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに資料55も、これ、今日決めたら公開するということになるかと思っておりますので、資料55のほうも含めて御意見いただければというふうに思います。

○喜多委員 今の権利部会のことでちょっと補足、まあ情報提供なんですけれども、権利部会が今、来年度に向けて、具体的な子どもの意見表明・参加に関する仕組みづくりということ、来年度、集中的にやらせていただきたいと思うんですけども、その背景というか、今の全国の自治体の動きが非常に重要でして、つまり子ども基本法が成立、施行されてから丸2年たつんです。あの子ども基本法には、本当に自治体に、行政にとって厄介な条文は11条で、子ども政策を立案したり、あるいは実施したり、あるいは評価することには必ず子どもの意見を反映しなければいけないという義務規定ができちゃったんです。ですから、全国で今、子どもの意見をどう反映するかというので大騒ぎしているわけです。

そういう2年間の中で、非常に私もいろんな自治体職員の研修会に呼ばれて、いろんな話をしているんですけども、ただ、今、具体的には、近いところでいうと世田谷区が、子ども権利条例と名前はもう変えましたが、総合条例をかなり大幅に変えて、意見表明・参加の規定を組み込んだ。そういう条例改正というやり方で踏み込んだ世田谷区や、それから、オンブズパーソン条例で有名な川西市は、単独の子ども参加条例をこの4月に施行するんです。

そういうふうに、かなり積極的に意見表明・参加を条例化していく動きも結構出てきていますので、そんなところも背景に押さえながら、小金井市でもそういう仕組みづくり、どういう手法でやっていくかを検討できるといいのかなと思っています。ちょっとこれ、情報を、今、全国的にそんな動きが進んでいるということを御紹介しておきたいと思って。

○金子会長 ありがとうございます。すごく重要なことだと思いますので、引き続き、短いですが子ども継続していただければというふうに思います。

全体に対して、今のことも含めて、御意見いただけましたらと思いますが。

パブリックコメントは大変やはり多いと。ほかのものに比べるとかなりコメントが集まったということでもありますので、一つ一つ、私も読ませていただきましたが、ぜひ皆さんからも何かありましたら。

○亀山委員　これを読んで、全体的なことで申し訳ないんですけど、感じたのは、子どもの居場所と、それから中高生の居場所と、要するに子どもの居場所をいかに皆さんが充実させてもらいたいかということはよく読み取れた気がします。

その居場所づくりとして、児童館や学童保育というところが挙がってくるんですけど、公民館もそうですね、時間の延長とかいろんなところが出てくるんですけど、小金井は施設が少ないですし、空いた部屋もないですし、これを基に解決していくのは大変難しいんだろうなということは思います。

近隣は、児童館、学童保育も3年生までじゃなくて、もう少し高学年の子どもたちも学童保育で預かっている状況がありますが、小金井はそれができていない。学校の部屋を借り上げるにしても、学校との兼ね合いがあって難しい。不登校の子たちが学校へ行くのも難しい中、学童保育も行けない。どこに行けばいいのかという問題もあって、本当に居場所がないんだなというところを切実に感じる内容です。

それと子どもの安全のことも書かれていますけれども、ただ、地域との本当に連携を強めていかなければ、子どもたち、朝から、本当に親御さんが朝預けて、子どもを受け取って、その間、本当に安全に預かってもらいたいということは切実に訴えてくるんですけども、じゃあ家庭ではどうするんだろうか。それもまた難しい。

最終的には働き方改革しかないのかなって、ちょっと自分の中では思ったのですが、要するに、子どもを預けに保育園とかへ行く方にとっては、そんなに早くは行きませんよね、預けることも。で、ばたばたと預けに行く。そして仕事に行く。そして何か病気になったらどうしようというパニックになる。また急いで引き取ってくる。で、うちでばたばたと仕事をする。そのストレスがいっぱいたまって、何だか落ち着かない毎日を過ごすという、この負のサイクルをどうしてあげたら柔らかくなるんだろうか。やっぱり連携するしかないのか。会社での働き方改革をしてもらうのか。本当に悩ましいんだなということを感じます。

専業主婦は化石だと言われ、立場がなかなか難しいですし、2馬力で働いていくというのが定着している中で、この子育てのプランの中でどんなふうにしていけば、子ども

を取り巻く親たちも安心して、もっとほっとできるのかなというのをしみじみ感じたのですが。

だから、やはり子どもが安心していられる場所を少しでも多くつくっていく、学童ももっと、小学校6年生ぐらいまで預かってあげられるようなシステムになっていくのがいいのかなと思ったりしますが、難しいとは思いますが。

少しずつ進んで、でも、今いる子どもたちが大変ですから、ちょっと頑張って、民間と連携しながら進めていっていただきたいなということとはとても感じました。

○水津委員　子どもの居場所に関しては、ずっと長年議論をしていることだと思うんですけども、学童保育の拡充とか充実というのは、それはもう法的にきちっとしなければいけないことだと思いますので、そこは引き続き、小金井市は数が足りていないというのは事実ですから、努力していただくということは必要だと思います。

それと並行して、民間レベルの居場所というものを運営しているところがたくさんありますので、そのネットワークということ、私のネットワーク協議会のほうで形にしている作業をしながら、その場所なり何なりのネットワークづくりということをやっています。

小金井市の場合は、やっぱり何か行政が大きなことをするというよりは、そういう民間レベルの居場所づくりとかそういうものを、行政がそこを支援するという形を取るのが現実的対応というふうには私は思っているんで、先ほど亀山さんがおっしゃったように、学校の中に学童保育を拡充しようにも空き教室がないというような状況の中で、そうじゃない、何か町の中で子どもを選んで行ける居場所をつくれるようなことを、それをまず行政として、居場所としての支援というものを、本当に大事にしていきたいというふうには思っています。

高学年の子どもを学童に入れればいいのかという問題はもちろんあると思うんですけども、高学年の子どもこそ、自分の足で選んで行けるような場所がたくさんあるということが、将来的にはこの町の中の子どもを豊かにするというふうには思っていますので、そこに対しても一応、皆さんで協力させていただきながら、小金井の子どもたちが健やかに放課後を過ごせるというようなまちづくりを目指すということが、このプランの大前提だと私は思っていますので、そのようにお願いしたいなというふうには思っています。

○金子会長　ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○後藤委員　子どもの権利部会のところで、ちょっと個人的に耳に入ってきたことなんですけど、

現場レベルの話なんですけど、担任の先生とかが、自分が担任なんだから、まず最初に担任に言いなさいって子どもに言っているのを聞いたことがあり、現場レベルで子どもたちが誰に、何か思ったときに言っているのか分からないという状況があるのかなというのを感じていて、何か困ったときに、どんな大人でも相談しやすい大人に聞いてもらっていいんだよというのを、子どもたち一人一人がきちんと知るといって、本当にオンブズパーソンとか、そういうなかなかハードルが高いところではなく、どんな人でも聞いてあげられるんだよという現場づくりとか、というのが広がっていったらいいなというふうに、これを読んで感じました。

この、教職員や保護者をはじめとした大人たちがというところを読んで、誰にでも言っているんだよという雰囲気づくりがあったらいいなと感じました。

○水津委員 その件に関しては、喜多先生ともうずっと話をしている中で、教育委員会との連携だとかも含めて、ここにわざわざ学校現場を書いているのは、今、小金井市で子どもオンブズパーソン条例をつくって、子どもの相談窓口の拡充というものをずっと確立してきた中で、そのことを、今、子どもたちは意外と、教育とか、オンブズが回っていたりとかするので、現場の子どもたちは、昔に比べれば大分浸透していると思うんです。だけど、それが町全体に広がっているかという、そうではないということはもう重々承知なので、ここであえて大人や地域の人に向けての広報ということを入れました。

ですので、この方法を具体的に、今後、権利部会のほうで検討していきたいなというふうに考えています。おっしゃるとおり、全然まだまだ、そこに対しての、そういう先生がいらっしゃるだろうとは思ったけども、ああそうですかという気持ちに今なっておるところでございますが、そういう現実も踏まえて、さらなる権利教育なり、子どもの権利というものを浸透させていくということはずごく重要だと思います。頑張ります。よろしくお願いいたします。

○小峰委員 私はいじめ対策協議会のほうで今、委員長をやっております、そこで先生たちと、いじめとかどういうふうに学校で見つけるんですかという話をしたところ、やはり細やかなアンケートを取って、先生たちが、そのアンケートによっていろいろ子どもたちの意見を聞いているんだというふうに、必ずそういうふうに出てくるんですけれども、それで済んじゃっている現場が、もうちょっとオンブズとタイアップできたりとか、何かそういうことはできませんかというふうな話を、この間させていただいたんですが、何となく反応がかみ合わないとか。こちらの考えている子どもの権利とか、子どもの

意見を聞くとかというのが、学校の中でどんなふうやっていくかというのを、仕組みづくりというか、大人がやっぱり考えていかなきゃいけないんだということがよく分かったということです。すみません、意見です。

○喜多委員 関連して言うと、前にも一度申し上げたんだけど、オンブズの普及啓発で、子どもたちや、それから市民へってあるんですけど、実は一番大事なのは教職員なんです。学校の先生たちがオンブズをどう捉えているかというところがすごく大事で、正直言って、学校から見ると外圧なんです、オンブズは。あんまり口出してもらいたくない。自分たちの場でやりたいけれど、子どもにいろいろばらばらされちゃうと、学校現場だけでやれなくなっちゃう。で、外から入ってくるというふうな感覚が、結構現場の感覚としてはあるんです。

ですから、そうじゃないんだと。オンブズは外圧ではなくて、協働して子どものいじめの問題を解決していくパートナーというか、仲間なんだという意識を、教職員側が持ってくれるかどうかポイントなんです。そこが意外とネックになっている。

ですから、やっぱり普及啓発は、外向けも大事なんです、子どもも市民も保護者も大事なんだけど、先生たちがどう思うかというところを、やっぱりもう一歩掘り下げてほしいなというのは思います。

○子ども家庭部長 今、喜多先生がおっしゃったとおりで、十分か不十分かは課題かもしれません。ただ、そのところをオンブズパーソンの、お二人先生がいらっしゃいますが、両先生がすごい取り組んで、学校に入っていく。そのために小学校の、権利の授業のほかにいじめのほうの授業もしていますけども、そういった形で入って行って、関係づくりをしてきたところなんです。今、それが中学校にも広がろうとしています。

まだまだ課題はありますが、もともとそういう問題意識を持って、学校の中にどうやって環境をつくるか、入っていくかというところでやってきたところなので、これをさらに広げていくというところで、オンブズパーソン事務局のほうでも取り組んでいくというところなんです。

○亀山委員 ちょっと教えてほしいんですけども、今、先生がオンブズマンを理解したとして、子どもが先生に、こんなふうで困っているんだといったときに、まず先生が受け止めて、それをオンブズマンの方に流していくという作業ができていくことを、今、深めていらっしゃるのですか。

要するに、子どもというのは、学校で起きたことを学校の先生にまず相談をするとか

という流れに今なっていますよね。父兄も、学校で起きたことは学校にまず相談をしますよね。そうではなくて、オンブズマンが学校に入ることによって、先生方と一緒に考えていくということを目指しているんですか。

○子ども家庭部長 両方ですね。子どものほうと、正確には保護者からの相談があつて、それを小金井のオンブズパーソン事務局のほうは、子どもと直につながるといふのを大事にしています。子どもから直に聞きたいから、保護者から訴えがあつても、保護者だけじゃなくて当事者の子どもに聞くようにしていますけど、それを含めて、子どもや家庭のほうからオンブズパーソンに相談がある案件と、学校から先生を通じて、子どもの権利を通じて考えることも、両方あり得ますよね。

それは放っておくと、事権利救済という意味では、訴えがあつてオンブズパーソンの先生が学校へ入っていくということになるときに、両者の協力関係、理解関係がないと、喜多先生がおっしゃったように敵対的というか、反発し合う関係になってしまう。

そうではなくて、子どもの権利を守っていく、つくっていくというパートナーなんだといふのを、今、目指しているということなんです。ですので、先生から相談があるということもあり得ると思つてはいますが、まず、オンブズパーソンのほうに相談があつたときも、自然に学校に入って、状況とかを聞き取れたりできるような関係づくりといふのを、小学校9校では実現してきて、小学校の卒業生が中学生になってきていますので、そこが広がってきて、さらにこれから中学校の先生、中学校への授業をやっていますし、さらに、アンケートを見ても高校とかのほうで課題が大きいのですが、高校や大人とかのほうにもさらに広げていく必要があると思つているところです。

○亀山委員 一番最初のことなんですけれども、子どもがまず相談をしたいというときに、先生が1番に、今のところなりますよね。

○水津委員 そんなことはないですよ。

○子ども家庭部長 はい。

○亀山委員 そうなんですけど、ただ、悩んだときに、いじめられているかもしれないと思つたときに、まず困ったら誰に相談するかって、いろいろありますけれども、学校のことだから学校の中でのいう形が、まず第一歩にありますよね。それを子どもがオンブズマンといふところの存在を知つたときに、そういった施設がありますから、そこへ行ってみようと思つたことを子どもが思ふためには、その場所を知つていて、そこに出かけていきたいといふふうな事柄も思ふような状況に、今あるんでしょうかといふところは。

○水津委員 そのような努力をオンブズの方がやられています。ですので、学校に行ってカードを配ったりとか、権利教育をしながら、徐々に、最初るとき、仮設の時から電話をかけるワークショップをやってみたりとか、遊びに来る子どもたちもいたりとかということ、地道に努力を今している途中なので、学校の先生に相談しなくてははいけません、みたいなことは全くないと思いますし、むしろ学校の先生に相談できない言葉をオンブズに直に相談していいんだよということを浸透させているという状況だと思うんですよ。

○亀山委員 そうですね。それはよく分かりました。そのところを今、させていただいていると思うんですけども。

○喜多委員 誰がどういうふうに相談するかとかということ以前に、要するに、例えばいじめの問題にしても虐待の問題にしても、いろいろ子どもが言わば権利侵害的な状況に置かれたときに、つまり一般の我々の感覚でいえば、権利侵害を受けているから救済を求めるとか、助けを求めるといふようなことを考えるんだけど、それは大人の発想なので。

つまり、子どもが相談するというのはどういうことかということ、正直言って、自分は何かつらい思いしているけれど、なぜつらいか分からないと。いつもしんどい生活を強いられているけど、どうして自分だけこんなに苦しまなきゃいけないか分からない。実はそれは、大人の側から見れば権利侵害、その子の尊厳が脅かされている事態なんだけど、子どもの側はただつらいだけなんですよ。

だから、そういう子どもの気持ちをちゃんと受け止めて、それは権利侵害だから助けを求めていいんだよというふうにサポートする大人がいなきゃいけない。これを発見型の相談というんですけど、大人側が発見していく。オンブズの役割はそこで、子どものオンブズの独自性で、一般の大人だったら人権侵害だと申告して救済を求めるとか、それができないのが子どもなんです。

そういうところが一つと、それからもう一つよくあるのは、一般のカウンセリングというのは全く通用しない世界です、子どもの相談は。いわゆるテーブルで対面相談なんていうのは、子どもは絶対やらないですからね。あるいは電話相談もそうだけど、対面的な相談なんていうのは子どもを考慮していませんから。大人だったらそういうふうに相談役を求めてきますけれども、子どもはそうじゃない。「ながら相談」というんですけども、食べながら遊びながら、何か信頼できる大人がいたときに、ぼろっと自分の悩みを話すような、そういう、僕らは「ながら相談」というんですけども、子どもたちが活動を共にしている大人に。今一番そういうところでSOSをつかみやすいのが、プ

レイパークとか居場所なんです。子どもが安心していただける場所の中で、初めてそういう、自分がつらい思いをしていることを打ち明けていく。

だから一般的な相談室に行って、スクールカウンセラーさんは全校、子どもたちの全員相談もやっているわけですけど、そういうところで子どもは出ないんですよ、なかなか。そうじゃなくて、本当に信頼できる大人に、安心できるような場でぽろっと自分の悩みを打ち明けるといようなのが、実は子どもの相談なんですよ。

だから、そういう大人が考えている一般的な相談システムを念頭に置いちゃうと、子どもたちはほとんどつかまっていけないという現状がある。それを何とか、子どもたちのそういうつらい思いをキャッチして、それは権利侵害なんだから救済を求めているんだということを、そういう流れへ持っていかうというのが子どもオンブズの役割というか。

一般的な救済制度、相談システムはたくさんあるんですよ。もう、身の回りにはたくさんあるけれど、それじゃ全然、子どもたちはそれが使えないんですよ。というような子ども相談の特殊性をちゃんと把握しておかないと、子どもがキャッチできないという感じです。居場所型の相談、救済というのが今すごく重視されているのが、そういうところだと思うんです。

○亀山委員 ありがとうございました。

○長岩委員 子どもとしての意見なんですけれども、僕もちょっと悩み事とか孤独に思うことがあって、信頼できる、相談できる相手がいても、恥ずかしいという気持ちが勝っちゃって。自分だけなのか、みたいな。そういう気持ちになって、なかなか相談できなかったりとかということもあって、自分は何とか1人で乗り切れたんですけれども、何か学校全体で、みんな、セーフゾーンというか、みんなも意見を言えるようなワークショップであったり、既にそういうことをやられていると思うんですけど、何かあったらなって、ちょっと思いました。恥ずかしいという気持ちが子どもって勝っちゃう。思ってしまうのかなと、ちょっと思いました。

○金子会長 そうですね。高校生に聞いても、先生には相談したいけど、相談していることは知られたくないというのが大半の意見で、匿名性みtainなことをどう担保するかというのはすごく重要なことになっていくのかなというふうに。

すみません、どうぞ。

○竹内委員 高校生の親として発言させていただくのですが、今現在に、オンブズマンのいってくだ

さるのは、弁護士の方が2名配置されていて、本町小の近くに設置してくださっているということなんですが、利用状況はいかがでしょうか。

○児童青少年課主査 現在の相談状況ですが、オンブズパーソンは弁護士2名とおっしゃっていただいたのですが、弁護士1名と、あとは教育学を専門にする大学の教員の2名体制です。場所は、本町小というよりは一小近くの民間の施設にあります。

令和4年度の途中で開設し、令和5年度1年間で相談件数は、57件でした。この件数が多いか少ないかというところはあるかと思うんですけども、ほかの先進自治体の例などを見ると、小金井市ぐらいの規模ですと50件ぐらいが相当するかなというところ、一応、少な過ぎずというところではあるかなとは思いますが。

相談方法はメール、面談、それから手紙、電話とか方法があります。小金井の特徴としては、割と直接来てくれる、子どもたちが相談室に直接来てくれます。さっき水津さんがおっしゃられましたように、カードとか、あとは子どもオンブズパーソン通信を配っているんですけども、そういうものを学校で配ると、割と相談に来てくれたり電話をかけてくれたりというような状況があったりします。

あとは、親御さんたちも相談に来ますけれども、小金井は子どもの声をちゃんと聞くということ、子どもの困り事を子どもが主体的に解決する、ということ子どもオンブズパーソンが活動の基本としていますので、親御さんたちよりも子どもたちのほうが多くなっているという状況になっています。

○子ども家庭部長 1人は弁護士の先生で、もう1人は大学の先生ですけども、この子どもの権利救済関係では先進である世田谷とかでの経験が長い方ですので、単なる大学の先生というよりは、子どもの権利の関係の活動をずっとやっていただいた方です。業界的にも、あの先生をよく小金井はつかまえたなというぐらいですから。

その上で、今、60件弱の相談件数だと言いましたけれども、出動件数と言ったらいいんですかね、関係機関に行って話をしたりとかという意味では、もう400回を超えているんです。ちょっと今、数字が出てこないんですけど。

そういう意味で、関係する関わりの活動数はかなり大きくなっているという状態で、私どもとしては、3人目の先生を考えなければいけないかなというような状態です。

○水津委員 話のついでなんですけども、オンブズの評価に関しても、決して相談件数だとかそういうことではなくて、経過だとか内容をどういうふうに対応したのかとかということが評価の基準であるということをお初めのところで話をしたと思うんですけど、それがすご

く重要なのと、あとは、先ほどからずっと言っている啓発活動というところで、権利教育をどこまで進められるかということがオンブズの使命ですので、そこは恐らく増えてきている中で、オンブズパーソンを増やさなきゃいけないかもしれないぐらいの、今、状況にはあるのかなというふうに思っています。

何よりも、喜多先生がおっしゃるように、ただの相談機関ではなくて、その子のためによりよい解決を目指すための、共に、それこそ伴走意識のある制度というふうな新しいものとしてつくったものですので、そのことが子どもたちを救うものになるといいなというふうに思いますし、なっていると思いますし、なっているからこそ市内で広げたい、市内だけでなくいろんなところでそういうものを広げていくということが、設置したからには義務であるというふうに思っています。

○竹内委員　水津委員がおっしゃったとおりに、その後の経過について、フォロー体制についてアセスメントをして、どこをフォローしていくかというのを明確化して関わっていくことがとても重要なと考えていて、その評価に関しては、データを出してそれを評価していくのか、第三者評価の機関が入って評価をするのか、そういった見通しというのは今ある状況でしょうか。

○喜多委員　難しいですね。要するに、オンブズなんかの、今の話のような評価は、ここで書いてあるPDCAサイクル、いわゆる自己評価で成果指標をつかって、数値目標をつかって、達成したか達成しなかったかというふうな評価論では通用しない世界がオンブズの世界です。さっき言ったように、相談件数が多ければいいというものじゃないです。多いということは子どもが不幸だということですから、相談が少なければ少ないほどいいかもしれないわけですよ。特に質の問題で言えばね。

ですから、子どもの施策の評価の問題というのは、もう少し違う評価の、いわゆる自己評価だけではなくて、そういう新しい評価方法が必要だという部分もあるし、それから、僕は来年は教育評価委員会をやらされるんですよ。ここは福祉の評価委員会なんです。両方僕がやらなきゃいけない、来年。もう勘弁してほしいんだけど。そんな、2つあるんだったら一緒にしてやりなさいよという話になるわけですよ。

そういう評価の、やっぱり総合的な、こども基本法も、子ども施策を総合的に推進していくという、総合的な評価の仕方というものもやっぱり考えていくことは、今後は必要なんじゃないかと。無駄な時間、2つ、言わば縦割りだから。それぞれの政策を縦割りに評価をやっていくというやり方は、やっぱり限界が出てくるので、そういうことも

含めて、今後こういう施策の評価・検証の仕方というのが、検討課題として残っているんじゃないかと思います。

○水津委員 あと、評価に関して言うと、子どもオンブズパーソンの自己評価を評価するという形が一つ形になっていると思うので、その自己評価した年次報告に関して、そこをここの会議で評価するということが。

○喜多委員 オンブズはね。

○水津委員 オンブズに関してはね。ということに今なっていると思いますので、その充実というの必要なというふうに思います。

○子ども家庭部長 まず最初に活動件数ですが、455回となります。

それで評価の方法は、今おっしゃったとおり、行政としては、まずこの「のびゆく子どもプラン」にある数値目標がありますけれども、「権利を守られている」という子どもの割合。ここは数字としてありますが、その次に、オンブズパーソン事務局のやる年次報告書のほうでありますけれども、活動内容や主なケースとかのほうも紹介していただいて、それが十分な対応になっているか。3点目で、ほかに権利擁護の関係では様々な事例があったと、喜多先生とかにも教えていただきましたが、それを市長へも報告し、市民向けの報告会をやり、こちらの子ども・子育て会議のほうでも報告させていただいて、分かりやすく言えば民主的コントロールというか、そういう形で適切な行動かというのを見ていただく。

この、大きく言えば3つの評価方法を持っています、それに加えて、今、喜多先生がおっしゃったように、縦割りを超えるとか、もう少し総合的な仕組みが機能しているとか、そういう観点が、今後部会で御検討をいただくところも含めて、また全国的にも模索されているところかなというふうに思っております。

○竹内委員 ありがとうございます。最後に、なぜ伺ったのかというと、水津委員がおっしゃったみたいなの、子ども自らが助けを求められるところを設定していくに当たって、安心できるところが一番だと思います。それが学校の保健室だったり、その判断材料になるデータみたいな、そういう情報とかが子ども自身も得られる機会があればいいのと、現実にもうやっただきあってはいるんですけども、相談してみてもどうだったのか、そういった口コミで今は広がりつつあるかなと思うので、伺った形でした。

○金子会長 そうですね。これは何か唐突なんですけど、例えば学校の先生だとか、今、探究的な学びを伴走する大人みたいなものをどう評価するかといったときには、もう子どもに聞

くのが一番早いというのが原則的であって、子どもがどう探究的な学びを進められたかみたいなことを子ども自身に聞く。「あのコーチどうだった」みたいな話を聞くのが。

で、場合によっては子どもの評価というものを一定程度取っていくというのは、可能性としてはあるのかなと。ちょっと、全体的にどういう動きになっているのかあれなんですけども、実際に相談してみてどうだったというところが一番の評価基準にはなるかなというふうに思いました。

あと、今日は壇原先生がいらっしゃらないので、学校側の立場からの意見が一つもないというような感じがあったので、一応、私から言ってもいいですか、萬羽先生。学校の先生側から。

多分、学校の本当に一番の大きな問題点は、ちょっと過負担になっている学校があるというのが一番の大きな問題点だと思います。特に居場所ということでいうと、部活動の地域移行ということが言われていますが、あれはまさに中学生の居場所なんだと思うのですが、今までは学校が、先生方がボランティアでその居場所を確保してきたということがあるかと思いますが、学校への過負担というのは何で起きたかという、やっぱり家庭と地域の力が弱まっているというのが基本的な大きな問題点としてあるんだろうなというふうに思いますので、地域の教育力、もしくは地域の居場所力みたいなものをどうやって上げていくかというのが、すごく急務だというふうに思っています。

あと今の、子どもたちが誰に相談するかということでいうと、先生方は生徒指導をしているので、実は上下関係があるので、子どもたちは先生方には相談しづらいんです。なぜならば、先生は指導する人なので、指導する人にはなかなか本音は言えないという。もちろん、先生方は頑張っで見取って、この子やばいんじゃないのかということは一生命懸命見取ろうとはしていますが、やっぱり限界があって、生徒指導というものが日本の教育の特徴ではあるのですが、これも過負担になっていて、大学を出てすぐ、2年しかたっていない先生に、本当に生徒指導ができるんですかというところは実際にあるんです。

なので、この生徒指導をどうしていくのか。昔は多分、地域のおっちゃんに怒られたみたいなことが普通であって、地域のおっちゃんのほうが生徒指導していたというのが普通だったんですけど、それを全て学校側がやらなきゃいけないというような状況に今なってきているのが大きな問題点だと思いますので、先ほど縦割りと言いましたが、じゃあ学校は何をしたら、先生は何をする人ですかというのも同時に考えていかない

と、先ほどのオンブズマンとの協働関係みたいなことも、やっぱり生徒指導していたら、俺の指導が悪かったのかなと思ってしまうわけですよね、先生方は。どうしても責任感の強い人たちなので。そこをどう解きほぐしていくかみたいなことは、すごく重要になっていくかなと思います。

部活動に関しては、本当にもう先生方が悲鳴を上げている状況ですので、どう地域に中学生の居場所をつくっていくかというのも、すごく重要なキーになってくるのかなというふうに思いました。

ほか、皆さんからありますでしょうか。

○萬羽会長職務代理 違う話でいいですか。

○金子会長 どうぞ。

○萬羽会長職務代理 すみません。このパブコメのところを読んでいて、内容的なことじゃなくて申し訳ないんですけど、前回の会議で、たしか「のびゆくこどもプラン」の概要を子ども向けにまとめたものを掲載してくださっていたかと思うんですけど、そうは言ってもどうか、それを踏まえてこれを見たときに、多分コメントされたのは子どもではない方が多いのかなと。何となく、「子どものために」とか「子どもに」という書き方をしているので、子ども本人が書いているという感じがあまりしなかったんです。

せっかく子どもたちの意見を聞くために、子どもプランの概要版というか、子ども向けの分かりやすくまとめたものを出していただけたけれど、結局コメントは出なかったのかなという気がしなくなかったので、次期に向けて、もう少しパブコメのフォームも大人と同じでよかったのかとか、あと、今回は、学校現場でなかなか授業をするには今からの計画では難しいという話はあったので、学校に御負担、今の話もあって、これ以上負担をかけるのはどうかと思うので、そういう形じゃないんだけど、でもやっぱり何かしら子どもたちからも意見を、もしかしたら満足して、何も意見が出なかったのかもしれないんですけど、何か御意見を聞けるような方法とか、計画とかを考えていけるといいのかな。ただ概要版を載せるだけでは、ちょっと意見は出しにくかったのかなというのが気になっていたところなので。

例えばなんですけど、資料編の4の報告のところとかで、付記することとして、子どもからも意見が出やすいように概要を載せたという事実は、せっかく工夫されたことなので残したいなというのもあったのでそういうことをしたんだけど、もう少し、次期に向けて意見をもらえるような工夫をさらに考えていくみたいなことを付記してもいい

いのかなと、ちょっと個人的には思ったので、皆様からの意見もまた踏まえてだとは思いますが、ちょっとそこが気になったところなので、記録に残したいなというのと、何かちょっと今後に向けて改善できたらなと思いました。

○金子会長 そうですね。子どもからは一個も意見は出ていないんじゃないだろうかというような気はしますので、そこをどうしていくかというのはすごく大きな問題だなというふうに思いますし、やっぱり子どもたちって自分の思いを、さっきおっしゃったように顕在化できないというか、言語化できないというところがあるので、多分、こういうフォームで書けと言われても言語化できない。自分たちがどう思っているかみたいなことを言語化できないので、先ほどありましたように、やっぱり学校の中でそういう言語化とか顕在化していくということをしないと、多分なかなか、急に言葉で書けと言われても書けないだろうなというふうに思いますし、実は学校の先生もすごく気を遣われているところは、例えば社会の記述だとか、授業における対話みたいなことも先生方は結構見ている、その中から、ちょっと最近荒れているとか、心が前向きになっていないなみたいなことが記述を見ていて分かれたら、結構保健室の先生だとか学年団で共有するみたいなことはあるのですが、実はそれが保健室、それから学校の外には出ないという大きな問題があって、その連携みたいなものをより先生が取りやすくなっていけると、さらによくなるのかなというふうに思いました。

やっぱり、親御さん以上に先生方は子どもと接している時間が長いということがあるので、見取り力みたいなものはちゃんと持たれている先生は多いです、これはもう、場合によってはですけど、本当に子どもたちの対話とか記述みたいなものを、例えばAIが分析することによって、この子は危ないよというようなアラームを出していくみたいなことは、今のテクノロジーだとできそうな気がするので、そういう顕在化のさせ方というのはあるかなというふうに思いました。

子どもたちは言語化できないので、表出できないというのが一番大きな問題だと思いますので、そこをどう顕在化させていくかというのはかなり難しい問題だなというか、丁寧にやらないと出てこないだろうという気がしました。

○水津委員 ごもっともなんですけれど、やっぱり子どもたちが自分の意見を表明するということになっていないんですよ。子どもの意見表明権は子どもが意見を聞いてもらえる権利なわけですから、そこに到達意識がない。また、行政に関しても、このプランなり施策に子どもの意見を反映するということが出てきたのは昨今で、行政なり何なりも、どうや

って子どもの意見を取り入れていくのかということがまだ全然スタートしたばかりだと思うので、そこについても今後のプランの中に、先ほどのオンブズの子どもの評価も含めて、子どもたちの目線というのをどういうふうに入れていくかということは検討課題なんだろうなと思います。

ですから、萬羽先生がおっしゃったように、今回アンケートを取ってもなかなか子どもの意見が現れなかったという事実は、もしかしたら書いておいたほうがいいということはあるのかもしれないと思いました。

○喜多委員　　ちょっと余計なことかもしれないのですが関連していますと、2022年の6月に子ども基本法が成立した直後の2022年の8月に、子どもアドボカシー学会というのが成立するんです。これは、子どもの意見表明支援の学会、専門学会なんです。子どもたちが意見を表明するということを専門研究する学会が発足したんです。

私もそのメンバーになったんですけども、今のお話のように、まず、子どもたちが意見を外へ出す意見表出支援、そこをどういうふうにやっていくか。で、出た意見を自分の意見としてまとめていく意見形成支援をその後どうやっていくか。形成された意見を表現する、意見表明するにはどういう支援が必要か。でも、意見が言えない、障がいがあったり外国のルーツだったり、あるいは児童養護施設の子だったり、意見を持っても表に出せない子は、代弁支援という、その子の意見を代弁する支援をする。これがアドボケートの一番基本的な仕事なんです。かつ、その意見が表明されたことを実現する支援、意見を実現する支援というのがないと、子どもは二度と意見を言いません。

そういう意味では、出された意見を実現しなかったときの説明責任も伴っていく。そういうサイクルで子どもたちがエンパワーメントしていく手法として、今言った表出支援から形成支援、表明支援、そして実現支援と、そこまできめ細かにアドボカシー学会が始めているんです。

それで、厚労省がアドボケート制度を要請した、学会認定の心理認定で、昔の認定心理士と同じようなやり方で、アドボカシー学会の認定アドボケートというのが今どんどん全国的にできてきていて、今年の4月から正式に、全国的に、養護施設を中心にですけども、社会的養護の現場にアドボケートが派遣されるようになってきた。

私は教育の人間ですから、「喜多さん、学校のアドボケートをどうするんだ」といって、今、学校アドボカシーの問題を私たちも議論し始めたんです。これは一番厄介な問題で、先生方との関係で、子どもの意見表明支援をどうするか。もうこれ以上言ったら

まずいと思うんだけど、先生たちに「子どもの意見を聞いていますか」というふうに意識調査をすると、ほぼ100%、「意見を聞いています」と先生たちは答えるんです。その同じ学校の子どもたち、子どもの側に、「意見を聞いてもらっていますか」というと、100%、「聞いてもらっていない」と。子どもは聞いてもらっていないという意識がすごく強い。先生たちは意見を聞いています、意見を言ってもらっていると。意見表明してもらっているという意識がすごく先生は強いんですよ。このずれというか、意識の差を埋めていくというところが、実は学校の中のアドボカシーの厄介なところなんですよね。

先生たちは、手法としては子どもたちの意見表明・参加、どんどん児童中心主義で、子どもの意見を聞くというのは手法としては確立しているんですよ。グループ学習とか、あるいは児童会・生徒会とか、いろいろ子どもたちの意見を言わせるための仕組みをつくるのは学校は得意なんですけど、そのことは、実は子どもが本当に言いたいことがちゃんと受け入れられているという思いにはつながっていないんです。だから、そこは厄介だなというのが学校の場合です。

すみません、余計なことまで。でもそのぐらい、アドボカシーのこんな学会ができるのも、やっぱり時代だと思いますね。僕ら紛争世代から見ると、何やっているんだという感じですけどね。そんなふうに大人が支えないと意見が言えないなんて嘆かわしいというのが団塊世代ですけどね。でも、そんなこと言ってもらえないんですよ。今の子どもたちは本当に意見が言えないんですからね。あるいは意見を持ってない。だから、どうやって大人が支えていくかというのが、もう専門学会をつくってやらざるを得ないという、そんな時代になっちゃった。

すみません、ちょっと余計なことでした。

○子ども家庭部長 すみません、余談になるかもしれないんですけど、中学生による「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」というのを2年間取り組んでいます。そこでやっているのは先生方、中学生が30人弱参加してくれて、学校とか、どういうふうにしたみたいない意見を最後に発表するんですけど、やっていることは多分、形成支援なんです。

子どもたちはすごく思いを持っています。生徒会をやっているような子もいるので、発言に慣れている子もいます。でも、それを自分たちの意見にするのは、結局、大熊教育長と僕とがファシリテーターとして、どうやって拡散と収束をして意見をまとめるかというプロセスを考えているんですけど、そうやって意見になってくる。

その上ですごく印象的なのは、去年の会もおととしの会も、終わった後、中学生たちは、こういう機会がない、大人たちに子どもが意見を言う場だとか考える機会がないから続けてくれってはっきり言われました。これは市長も副市長も、そうだろうなと思いますけど、ここまではっきり言われると思わなかったという手応えなんです。

表明支援という意味で、ある種難しい立場にいて、そういうのがそもそも言えない子の支援と、一定もやもやしたものを持っていたり、学校とか町をこういうふうにできたらいいな、自分がやりたいことがあるなという子たちの思いを言葉にして動きにしていくなとかという、それぞれの段階の支援があると思うんですけど、ここの模索に小金井は取り組んでいるということと、それから、そこの模索を続けていかなきゃいけないんだなということになります。

先ほどちょっと喜多先生と金子先生にはお知らせしたのですが、来年度策定の「明日の小金井教育プラン」、教育振興基本計画のほうでは、そういう意味では5月にワークショップを予定しているというふうに聞いていまして、中学生が対象になるのですが、中学生に集まってもらって、話し合ってもらって意見を表明してもらって、それを教育計画に盛り込んでいくというのを考えているというふうに伺っております。まだ課題が多いということですけど、その辺が大事だということです。

○喜多委員　　ちょっとそのことで、やっぱり大事なことで付け加えさせてもらおうと、子どもは意見を言えないとか、意見を言う力がないというのは、正しい表現じゃないんです。ないのは機会なんです。経験なんです。大人だって機会がなければ意見は言えないんです。自分が意見を持つというのは機会、継続的にそういう機会や経験を持つことによって、それは子どもだろうが大人だろうが、ようやくちゃんと意見を持っていけるわけです。

大人だって、ちゃんとした機会がなければ意見がなかなか言えないというのがあるわけですね。子どもたちは特に、なかなか聞いてもらえないという。だから、機会を保障していくことが、子どもたちは本当に、大人ともパートナー的に意見をお互い交わし合うような力を持っているんですよ。問題は機会がない、場がない。

というところが、ぜひ小金井で増やしていただけるといいですね。

○子ども家庭部長　そのために、学芸大学の松尾先生の御指導を受けながらやっています。どうやって対等な関係をつくるかというのは難しいんですけど。

○後藤委員　　先ほど喜多先生が「外圧」という言葉を使ったんですけど、今、小学校も教員と同じぐらいの数、外部スタッフ、専門スタッフが入っていると、「外部」という言葉も何か

嫌だなと思うんですけど、専門スタッフがたくさん教室を巡回したり、取り出して学習支援をしたり、いろんなスタッフが入ってはいるんですけど、やはり先生側が外圧と感じてしまうと、ちょっと気になる子がいてもスタッフに助けを求められないというか、自分のクラスで何とかしようとする先生とかも多くて、先生との連携というか、先生が助けを出しやすい雰囲気というか、という意識を変えないと、働き方改革とかすごく言っているけど、先生自身が増やしていつてしまっているんじゃないかなというふうにすごく感じていて、一生懸命、コミュニティスクールだったり、いろんな人たちが先生の負担を軽くしよう軽くしよう働きかけても、それが全て外圧になってしまって、コミュニティスクールにどういう仕事を頼めばいいのかということまで負担になってしまったりとか、そういうのがあるのかなというのをすごく感じているので、少し開かれた職員室になればいいなというのはすごく感じます。

○亀山委員　　ちょっと教えてほしいんですけども、先生というのは評価の対象にそういうところが前から入っているんですけど、自分がこれだけのクラスをまとめて、こんなふうになんかふうにしてきましたというのが評価につながっていくような。今、評価ですよ、先生方も。それは誰かに助けを求めると評価が下がったりとか、そういうふうなシステムになっているわけなのではないでしょうか。

○金子会長　　なっていると思います。結局、責任は誰が持つのかという話になると、保護者は全て先生の責任を問うていくわけなので、決して、入っている人たち、スタッフに責任を負わせることはしないというのがあるし、もちろん先生方のその責任の部分を外してあげないと、先生方としては、いやいや、結局俺が責任取るんでしょ、という話になってしまうということかと思えます。

○喜多委員　　教員養成を40年もやってきた人間から言わせれば、専門職性だけを高めるんじゃなくて、まさに福祉だとか心理だとか、様々な専門職との協業、協働をどう進めるかという課題が、まだ日本の教師は、そこをちゃんと教員養成で習ってきていないんですよ。自分の専門性を高めることはやっても、異文化というか異分野の専門職とどうつながっていくかというところがなかなか。日本の教師は自分で全部抱え込む。しよい込み体質というか抱え込み体質というんだけど、教育専門職だけでやろうという意識が強いんですよ。

そこを何とか専門性を開いていく。閉鎖性じゃなく、非常に専門性を開いて、異種専門職との協働ということを。やっぱり、それが先生たちのすごく気持ちを楽にしていく

ことになるんですね。さっき言った過負担も軽減していくのは、やっぱり専門職そのものを開いていかないといけないと思うんですね。

○金子会長　　そうですね。先生は何をする人だというのが定義をちゃんとしてあげないと、全人教育をしているというのが日本の教育の特徴でもあるのですが、同時にそれが、なかなか制度として難しいことになっているということかと思います。全人教育をしろと言われてるから、先生方は全部責任を自分たちが負うのだと思っている状況かなというふうに思います。

あと、先ほどの子どもの意見表明ということであると、多分、先生方が意見表明だと聞いているのは、教科の中での「きみはこれをどう思う」ということも含めて意見表明だと思っているんだと思います。

○喜多委員　　要するに、授業の補充なんです。授業をどう進めていくかの方法論なんです。

○金子会長　　なので逆に言うと、部長がされているようなことは学校でやるべきなのか、いや学校は十分、社会の中では意見を聞いているよねという話になっているんだと思うんです。

「きみはこれについてどう思う」という話は、多分確実に聞きながら授業は今していると思うので、そういうことと、まちづくりみたいなこととか自分たちの生活ということとどこに位置づけていくのかということが一つ問題になるかなと思いますし、実は学校というのはとてつもなく、子どもにとって自己決定ができない場所です。朝は何時に来いと言われ、ここに座れと言われ、この時間は国語を受けろと言われ、この時間に休めと言われ、この時間に帰れと言われる。全部が決められた中で子どもたちは過ごしているので、逆に言うと、子どもたちが意見表明できないというのは、そういうところに多分意見表明できないと。授業中にお菓子食べちゃ駄目って言われる。大学だったら、どの先生でもとは言いませんけど、僕は全然いいよって言いますけど、お菓子食べちゃ駄目って言われる、早弁しちゃ駄目って言われるわけです。

そういうことを意見表明としてちゃんと聞いてあげるということが、今の学校ではできていないというのは確かかなという気はします。なので、社会性だとか社会のルールみたいなことを、どこまで学校の中で子どもたちと学んでいくのかというのは、まさに学校への過負担ということにもなってくるのかなというふうに思いますので、本当に学校の外でそういうことをやられるのはすごく重要なことかなと思います。

○子育て支援課長　　すみません、先ほど、ちょっと付記したほうがいいんじゃないかとおっしゃっていたところについてはどういたしましょうか。

○萬羽会長職務代理 私が思っていたのは、資料4の報告の裏側の特記事項で、「以下の意見を特記する」というところかと思っていたんですけど、ほかにもっと適切な場所があるならば。

○子育て支援課長 ごめんなさい、要するに、概要版をつくって。

○萬羽会長職務代理 はい。新たな試みとして、子どもたちからもこういう意見をもらいたいということをつくったということの事実と、今後も引き続き子ども主体とか子どもを中心にしたプラン、そういうことを大事にしたいと書いて、引き続き子ども主体の計画を進めていきたいみたいな、そういうところを重視していきたい、ですかね。

すみません、ちょっと今、頭が。だんだんおなかが空いてきちゃって頭に浮かんでなくなっちゃったんですけど。(笑)

○金子会長 (5)の子どもの権利の推進みたいなところに書くか、もしくは(6)をつくって、パブリックコメントの際みたいなことで書くかですかね。

○萬羽会長職務代理 (6)をつくってというか、これは前回のあれなので、あくまでまだ何も無い状態だと思うんですよ。なので個人的には、何もないよりは、子どもの意見についてはきちんと特記事項として残したほうがいいのかというの、まず大前提としてありました。

○子育て支援課長 どうでしょうか。会としてそれでよろしければ。

○金子会長 皆さんから御意見がありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○亀山委員 今回の結果はどうなっているか分からないんですよ。子どもからは来たのかとか。

○金子会長 それは調べていないので分かりません。属性は調べていないということなので。意見表明した方の属性はもともと調べない仕組みになっている。

○水津委員 なので、いないとは言い切れない。

○金子会長 そうですね。多分、こんなにすごいことを書く子どもがいるのかという気はしますが。

○水津委員 ぱっと見て、子どもの意見にはどれも見えないと思ったただけだけど、という話ですね。

○萬羽会長職務代理 はい、おっしゃるとおりです。載せる場所も、すみません、ここじゃなくてもいいです。どこでもいいんですけど。

○子育て支援課長 いや、決めていただいたほうが。では、付記するという総意でよろしいでしょうか。

○金子会長 はい。特記事項のところ。お願いいたします。皆さんよろしいですか。

○子育て支援課長 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、事務局からですけれども、スケジュールのほうなんです、想定で

きるところとしましては、明日こちらのほうで今の御意見の文案をつくりまして、水曜日、12日に確認を皆様にあいさすしまして、最終的に木曜日、金子会長に確認をいただいてということで、進めていただければと思います。

策定まで、すみません、時間が大変限られたものになりますので、またメールでの御連絡になるかとは思いますが、皆様に御確認をいただきまして、何かありましたらすぐ御連絡をいただければまた再考してということで行きたいと思っておりますので、そういったことで、明日、文案を皆様のほうにお送りします。一日確認いただいてということで、事務局のほうにお返事いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

では、時間もちょっと過ぎてしまっていますので、以上で次第の(8)及び(9)を終了いたします。

なお、「のびゆくこどもプラン 小金井」案については、先ほどあったように事務局にて報告の諸手続を行ってもらうこととし、一度その部分に関してはメールでお送りしますが、軽微な修正が発生した場合は会長一任とさせていただいて、市長のほうに提出するという進めさせていただければと思います。

次に、次第の(10)利用定員の設定を行います。事務局からの説明をお願いいたします。

○保育課長 それでは、資料58を御覧いただければと思います。こちらの資料につきましては、市内特定教育・保育施設等の利用定員について、令和6年度と令和7年度の数値を記載し、数値の変化が分かるような資料となっています。

例年、新年度が始まるこの4月に向けて、各施設で利用定員を変更しております。こちらは毎年3月に行われるこの子ども・子育て会議に資料提出をしているものとなっております。

資料の1、特定教育・保育施設(1号認定)のところを御覧いただければと思います。こちらは、いわゆる新制度に移行した幼稚園の利用定員となります。令和7年度にはこどものくに幼稚園さんが利用定員を減らす変更を行う意向がございますので、合計でマイナス15人となっております。

資料の2、特定教育・保育施設(2号・3号認定)を御覧ください。こちらは各保育施設の利用定員がずらっと並んでおりますが、合計欄のところにおきまして、3号認定のゼロ歳児の数については全体で昨年比マイナス9人、3号認定の1・2歳児は昨年比

でマイナス37人、2号認定、3歳以上のお子さんの定員の枠については昨年比でプラス5人で、相殺になりまして全体でマイナス48人の動きがございます。

こちらの主な要因としましては、愛の園保育園さんのゼロ歳クラスについては18人から9人へと定員が大きく減少となったこと。あとは、くりのみ保育園とさくら保育園の1・2歳クラスの定員については、今、段階的縮小の取組について行ってございますことから、ここが完全にゼロとなったことによるものが大きな要因となります。

市内の公立保育園の利用定員については、現在、市立保育園の在り方検討委員会にて諮問を行いまして、答申をこの5月にいただく予定となっております。こちら答申をいただきましたら、市としての方針を定め、令和8年度に向けて、改めて市立保育園条例について改正を行う考えとなっております。

続きまして、資料の3、4につきましては、3番は特定地域型保育事業という、ゼロから2歳までの小規模保育事業の各施設の利用定員になってございます。こちらにつきましては、昨年度と今年度は定員の総数の大きな変更については予定はございません。

しかしながら、各施設、今、入所の状況等が、空き状況もございまして、そちらのほうにつきましては、例えばゼロ歳から2歳までの施設においては、ゼロ歳と1歳と2歳の配分を変更する可能性が高くなってございますので、そちらのほうはちょっと施設と調整しながら、柔軟にお子さんの入園については対応していきたいと考えているところでございます。

併せて、4番の認可外保育施設も同様でございます。一応、利用の定員については変更がない旨確認を取っているんですが、この4月に向けて、認可外保育施設の利用者の意向が変わりますと、ここで示している各年齢クラスの定員を、各施設で受入れのために変更される可能性が高いものとなっております。

3番と4番は、特に受入れのお子さんの状況によって変えられる可能性が高い施設になりますので、そちらのほうは保育課のほうで適切に対応しながら、受入れのほうをやっていただけるよう対応してまいりたいと考えてございます。

資料の説明については、以上でございます。

○金子会長 事務局から御説明いただきましたが、御発言されたいことがある方はお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○竹内委員 すみません、時間も過ぎているので手短かに申し上げさせていただくのですが、202

5 保育問題というのが、詳細を伴って利用者数の減が考えられているんですけども、そこら辺は本案ではなく、次案で具体的に見通しを立てていくのか、既に市としては取組、見通しといった案はつかんでいるような状況でしょうか。

○保育課長

見通しについては非常に難しいと考えております。しかしながら、私どものほうとしても、まずこの利用定員ですね、現状、令和5年度の4月においては、ゼロ歳クラスは大きく100人、各施設の定員の空きが発生した状況にあります。それを各施設の状況を把握して以降、利用定員の見直し等をやって、令和6年4月には空き状況を58人まで減らしたりしております。

まず、施設側と行政側でそういった対応が一つ考えられるんですけど、もう一つ、やはり出生数の減ですね。「のびゆくこどもプラン」のほうで、一応人口推計という形なんですけど、実態がどうなっていくかは、やはり計画と実際の数字というのは追っていく必要があると思っております。

さらに言いますと、過去の経過からしまして、出生数、大きく、小金井市は年間で1,000人ほど子どもが生まれていた時代が長く続いて、ここでコロナ以降、900、800台後半と減ってきた経過がありますけれど、保育のニーズというのは非常に変化が激しかったこととなります。1,000人生まれていたときでも、保育施設はこんなになくなくても、まだ待機児童が発生しなかった時代から考えると、利用者の保育施設へのニーズが大きく変化しております。その中でも、やはり高い年度もあれば低い年度もあるというのが、申請を受けていて感じるところであります。

同じく800人後半の子どもが生まれたとしても、その世帯が、年数がたっていくときに、1歳クラスで保育園に入りたい方がどれぐらいのニーズになるかというのは、その年度の申請を受けてみないとなかなか分からない。申請件数だけでいくと、令和6年と令和7年4月で行きますと、子どもの数自体は減っているんですけども、1歳クラスの保育園の申請の件数は実は50件ほど増えたんです。そうしますと、なかなか単純な人口動態から推測しにくい部分もあります。

現状、そういった形に臨機応変に各施設に対応いただけるように、保育施設の受入れについては、極端に受入れ定数を、子どもが減っているからといって減らしにくいという現状があるのも事実です。保育士の確保が非常に厳しい中、一度保育施設の定員を極端に減らしてしまい、雇用している保育士を手放してしまうと、それと同じ規模の受入れを確保するというのは、2倍3倍どころか10倍以上の労力がかかると現場では感じ

ていらっしやいます。

ですので、私どもはそういった空きの状況で経営に支障がないように、ゼロ歳児の欠員に対する補助金を、本来令和6年度までで終了する予定だった補助金を令和7年度以降も継続する形で、この3月の市議会で、一般会計の当初予算のほうで御議決いただいたところであります。

そういった状況をとらまえまして、私どものほうは何とかニーズにしっかり応えられるように、保育施設の維持に努めてまいりたいと考えてございます。

ですので、大きくそういった問題となる部分を本当にキーワードとして挙げられているんですけども、私たちはその実態を見ながら、うまく対応できるように、ちょっと苦慮しているところではございます。引き続き皆様の御意見をいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○竹内委員 ありがとうございます。多角的にいろんな集約をしてくださって把握してくださっていること、本当にありがとうございます。これから少子化に向かって、小金井がどう進んでいくのかというところを見ながらだと思んですけども、現実的にゼロ歳児クラスが余っているような状況は否めない。令和5年度の状況ですと、コロナ禍で出生数が大幅に落ちたというところもあるかと思えます。だんだん、産婦人科の先生に伺うと、出生数は毎年戻ってきつつある。それに伴ってゼロの保育士数も、ゼロ、あとは特に1は産休明けでニーズが高いので、そこら辺の保育園のニーズというのは、きちんと動向を追ってというところが重要なのかなと思うんですけども、保育士の確保がととも、4月に蓋を開けてみるとお子さんが3人しかいなかった、1対3で保育士を1人確保していて、途中から増えていってもなかなか補助がされないという問題が現場にはあるみたいですよ。

なので、そこら辺も、企業側だったり社福だったり、いろんな経営母体があるかと思うんですけども、そこら辺の保育士の確保というのは、自治体から見てもきちんと把握してくださっているとは思うんですけども、継時的に行政指導のほうとか、必要に応じて介入してくださると、親としては心強いかなと思えます。

○保育課長 今おっしゃっていただいたように、やはり保育士の確保の部分、先ほど申し上げた欠員対策補助は、まさしくゼロ歳が入ってなくてもゼロ歳のお子さんが入っていたと想定する、保育士さんを確保し続けていただくために充てていただく補助金として続けているところになります。

あとは、やはり子ども小金井市のほうでは、各保育施設に市独自の補助といいまして、例えば朝とか夕とか人手がかかる部分の保育士さんの加配の部分とか、なるだけそういった人員を確保し続けていただけるように、市独自の補助というのも設けて、各施設のほうで補助を活用しながら人員確保に努めていただいているところになります。

本音を言いますと、大きくやはり国のほうで変わっていく部分でしっかり担保されていけばいいんですけども、やはり地方を含めて、国全体で実情が地方と東京でかなり違います。そういったところもある中で、小金井市としては市独自の補助を設けながら、やっていきたいと考えてございます。

今おっしゃっていただいたところは、次、国が1歳児を1対6から1対5にする議論をしているんですけども、こちらはあくまで配置基準の見直しではなく、保育施設に国が支払う給付費の加算という対応のみで、国のほうは今議論を進めているところになるんですけど、これについては非常に現場から疑問が出ているのも実態です。きちんと配置基準にせず、その基準を一定の条件をクリアしたら加算をあげますという、ちょっと現場からしたら一番中途半端という声が上がっているのも事実でございます。

こちらのほうにつきましては、職員配置に直結するような部分もありますので、私たちは国の動向を見ながらやっていきたいと思っておりますし、市の独自補助も有効活用いただきながら、保育士が何とか離職しないように、今働いていただいている保育士さんがしっかり続けていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○子ども家庭部長 関連して言うと、小金井市の市民1人当たりの児童福祉費というのは、26市で一番高いという状態です。今、保育課長からあったように、こう言うのは何ですが、財政当局から怒られることもありますけれども、市としては単費の補助とかにも努力をしているところです。そちらを各園の先生方にも生かしていただいて、保育体制の充実とか、あと、認可に基づく配置というのは毎月、これはどの自治体でもやっていますけれども、保育課のほうでチェックをしていますので、きちんとした配置を各園でしていただいているかをチェックしているというふうなことになります。

また、ゼロ歳児の補助についても、これはどこでもやっているわけではなくて、小金井が独自でやっている補助の一つなのですが、保育士の配置をしたのに子どもがいないと、その分だけ園の負担になってしまうので、子どもたちのために、園の安定という意味でもその補助を、3年限定だったところなのですが、もう3年継続するというところで予算をいただいたということでございます。

引き続き、まだまだ現場の園の先生方は大変だと思うんですけども、市としてできる支援というのを考えていきたいと思っております。

○金子会長 多分なかなか読みづらいところの中で、フレキシブルにどうやって対応していくかということになってくるのかなというふうに思いました。

では、以上で次第の（10）を終了いたします。

次に、次第の（11）その他を議題とします。次期開催日程について、事務局より御説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催につきましては、令和7年7月頃を予定しております。日程調整につきましては、5月頃にメールにてお知らせする予定ですので、よろしくお願いいたします。

なお、改めて依頼をさせていただきますが、次回開催に先立ちまして、例年、委員の皆様をお願いしている「のびゆくこどもプラン 小金井」の事業進捗状況評価票の作業がございますので、よろしくお願いいたします。

○金子会長 そのほかに、皆さんのほうから何かございますか。

○後藤委員 すみません、時間を過ぎています。ちょっと戻って、学童保育のシステム導入のことで希望なんですけど、職員の負担を減らすという意味で、休みの連絡とか、来なかった子とか、急な連絡を親と取るというのはすごくいいなと思うんですけど、連絡帳のよさもすごくあって、子どもは自分の生活の見通しを立てたり、あと職員に何かメッセージをもらってきたら、うきうきでお母さんに見せたりとかという楽しみもあるので、そういうアナログのよさも残していきたいなというのを検討してもらいたいのが一つと、あと、今保育園とかで使っている「C o D M O N」子どもというのがあると思うんですけど、それで写真を購入できたりもできて、今、学童の大規模化がすごい問題になっていて、ぎゅうぎゅう詰めになっている状況とかを写真で見られるのも、そのシステムを入れる上でいいかな、買えたりするのもいいかなというのも思うので、保護者が入って写真撮ることはできないので、状況を見られる上でも写真の掲載、見たりするシステムが入ったらいいなというのを希望します。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、以上で次第の（11）については終了とさせていただきます。

すみません、延びてしまいましたが、本日の審議事項は以上となります。

以上で本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

— 了 —